

令和4年度第2回 松戸市安全・快適まちづくり協議会  
資 料

松戸市 市民部 市民安全課

令和5年2月17日

## 目次

- 1 路上喫煙対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
  - (1) 喫煙にかかる規制について
  - (2) 令和4年度パトロール実施報告
  - (3) 過料処分の状況
  - (4) たばこ・ポイ捨てに関する苦情・要望等について
  - (5) その他の条例推進活動について
- 2 客引き行為等対策について・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
  - (1) 客引き行為等の規制について
  - (2) 客引き指導監視員によるパトロール実施報告
  - (3) 合同パトロールの実施について
  - (4) 松戸駅周辺の客引き行為等防止対策について
  - (5) 客引き行為等防止指導員について
  - (6) 客引きしない宣言店について
- 3 その他報告事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P11
  - (1) 刑法犯認知件数

# 1 路上喫煙対策について

## (1) 喫煙にかかる規制について

### ○ 規制内容

規制行為	公共の場所	
	重点推進地区	重点推進地区外
たばこの吸い殻のポイ捨て 【8条1項1号、21条2号】	禁止 違反した場合は、過料。	禁止
喫煙 【9条2項、21条3号】	禁止 違反した場合は、過料。	努力義務
歩行中（自転車乗車中を含む。）の喫煙 【9条1項】		

### ○ 重点推進地区指定の経過

- 平成 16 年 6 月 1 日 重点推進地区指定（松戸駅、新松戸駅）
- 平成 20 年 4 月 1 日 重点推進地区の追加指定（八柱駅）
- 平成 25 年 10 月 1 日 重点推進地区の追加指定（東松戸駅）
- 平成 27 年 10 月 1 日 重点推進地区の追加指定（北松戸駅、馬橋駅、北小金駅）
- 平成 30 年 3 月 1 日 重点推進地区の追加拡大（八柱駅）

## (2) 令和 4 年度パトロール実施報告

### ○ パトロールの実施

- ・指導監視員が 2 人 1 組で、3 班体制により、各重点推進地区を巡回。
- ・平日の日中時間帯（9：15～16：00）に加え、朝時間帯（7：15～）及び夜時間帯（～21：00）にパトロールを実施している。

#### ●令和 4 年度巡回実績（12 月末日現在）

【巡回回数】 916 回

うち、朝 69 回（前年度同期比±0）、夜 65 回（前年度同期比+1）

※半日巡回（1.5～2h）を 1 回とする。

【巡回場所内訳】

松戸東	松戸西	新松戸	八柱	東松戸	北松戸	馬橋	北小金
203	245	104	78	58	73	92	63

※違反状況や苦情等を考慮して巡回回数等を決定。

#### ●令和 4 年度過料処分状況（12 月末日現在）

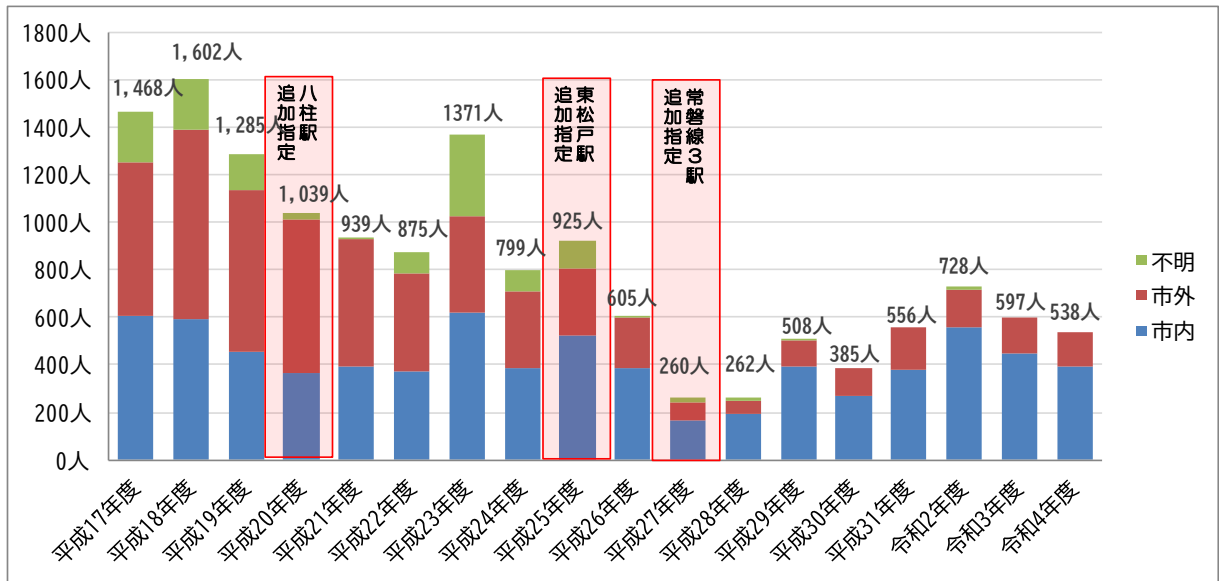
【過料処分件数】 538 件（前年度同期比 +51 件）

【違反行為内訳】

路上喫煙	519 件
ポイ捨て	19 件

### (3) 過料処分の状況

#### ○ 過料処分者数の推移



※令和4年度は12月末時点

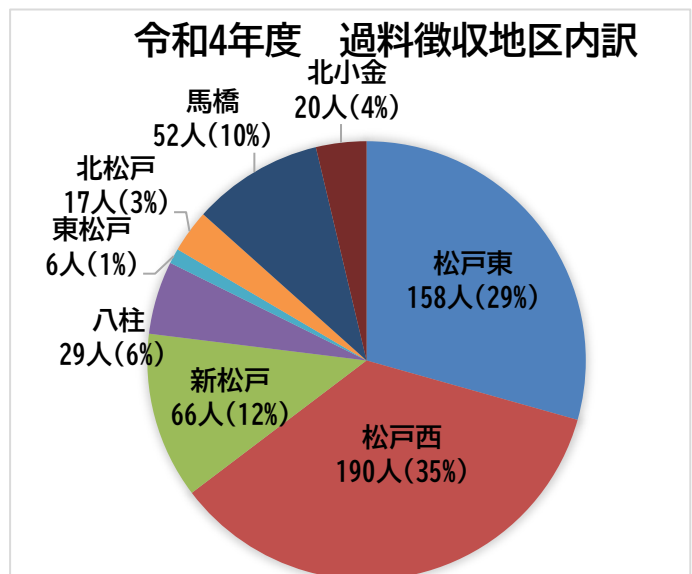
#### ○ 過料徴収地区内訳

	松戸東	松戸西	新松戸	八柱	東松戸	北松戸	馬橋	北小金	合計
平成29年度	149人	120人	55人	30人	11人	52人	53人	38人	508人
平成30年度	107人	139人	83人	12人	6人	17人	14人	7人	385人
平成31年度	166人	225人	62人	31人	6人	27人	27人	12人	556人
令和2年度	195人	273人	99人	33人	8人	34人	52人	34人	728人
令和3年度	162人	214人	73人	34人	18人	23人	46人	27人	597人
令和4年度	158人	190人	66人	29人	6人	17人	52人	20人	538人

※令和4年度は12月末時点

#### ○ 違反行為内訳

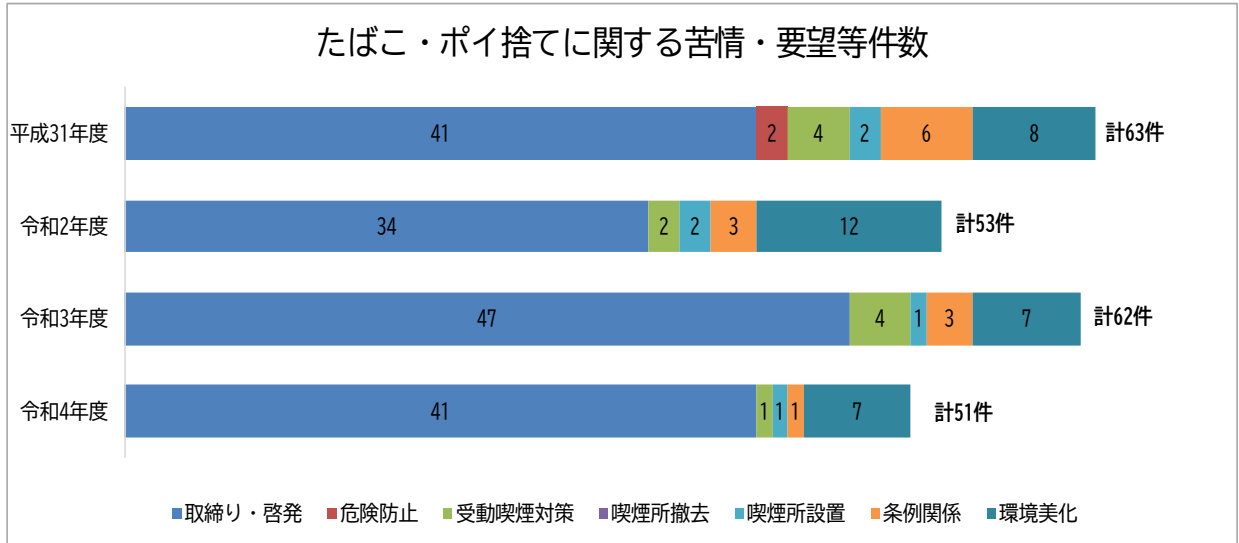
	喫煙		ポイ捨て	
	人数	割合	人数	割合
平成29年度	469人	92.3%	39人	7.7%
平成30年度	359人	93.2%	26人	6.8%
平成31年度	511人	91.9%	45人	8.1%
令和2年度	679人	93.3%	49人	6.7%
令和3年度	569人	95.3%	28人	4.7%
令和4年度	519人	96.5%	19人	3.5%



※令和4年度は12月末時点

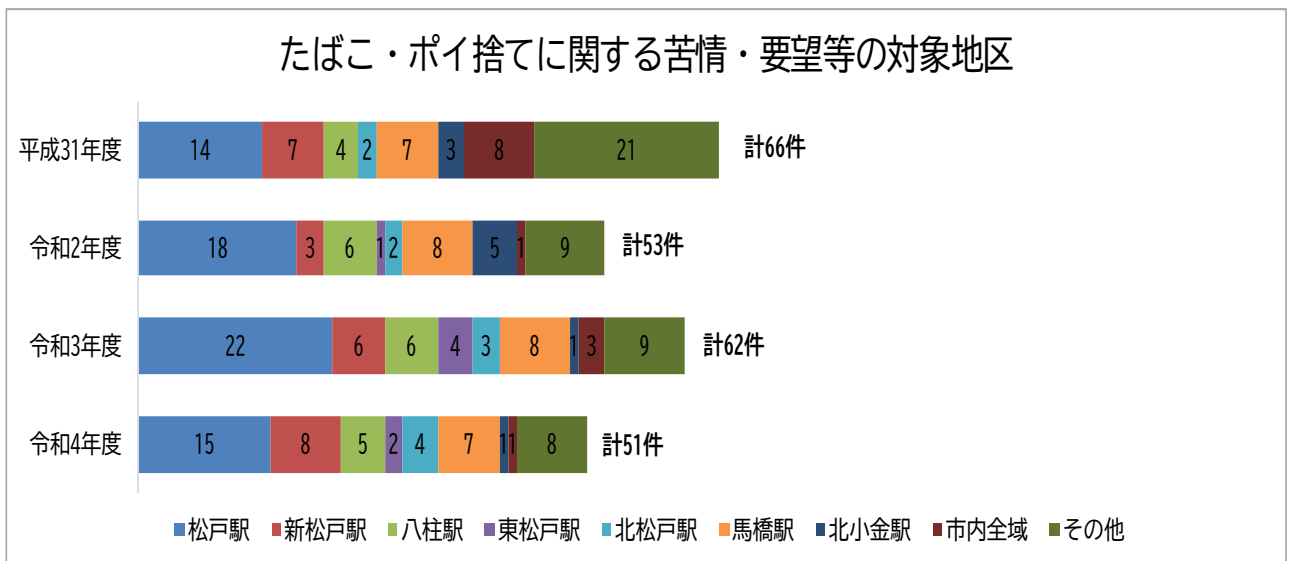
(4) たばこ・ポイ捨てに関する苦情・要望等について

○ 内容別件数



- ・たばこ・ポイ捨てに関する苦情・要望は減少傾向にある。
- ・喫煙可能場所の減少に伴い、歩きたばこやポイ捨てに関する苦情が目立つ。

○ 対象地区



- ・松戸駅を中心とするが、その他各地区においても苦情がある。
- ・その他の地区としては、五香・六実・常盤平駅等周辺がある。なお、重点推進地区外においては駅前におけるマナー啓発活動（チラシやウェットティッシュ配布）を行っている。

(5) その他の条例推進活動について

○ 喫煙マナーアップ・ポイ捨て防止合同キャンペーンの実施

- ・令和4年10月20日(木) 松戸駅東口及び西口周辺  
条例周知チラシのほか啓発品(ウェットティッシュ等)を配布(約500部)



- ・令和4年10月24日(月) 馬橋駅西口噴水広場周辺  
広場等利用者へのマナー遵守の呼びかけ



○ 喫煙マナー啓発ポスターの全市内掲示

- ・令和4年10月～

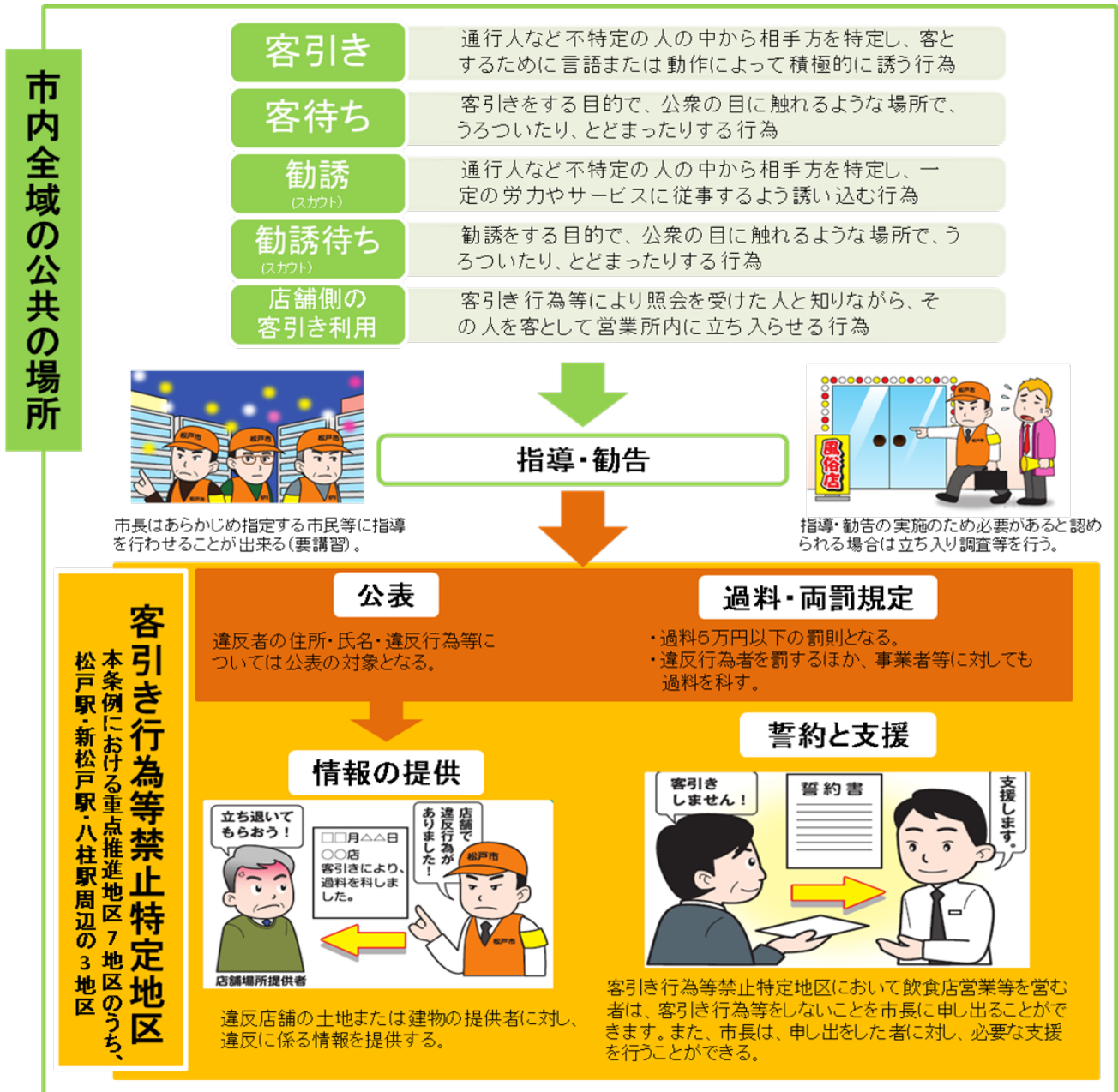
市内全域における喫煙マナー向上のため、ポスターを作成し、市内歩道沿いに万遍なく設置されている町会・自治会掲示板など約3,000か所に掲示。



## 2 客引き行為等対策について

### (1) 客引き行為等の規制について

主に駅周辺での客引き行為等に対する規制及び罰則の強化を図るため、平成29年12月26日に松戸市安全で快適なまちづくり条例を改正・施行した（罰則等に関する事項については、平成30年4月1日から施行）。



#### 【規制の対象とならない行為】

- ・ 店舗宣伝のため、不特定多数の人に対しティッシュやチラシを配る行為
- ・ 店舗敷地内（公共の場所でない）における客引き、客待ち、勧誘、勧誘待ち行為
- ・ 客引きをする目的なく、店舗の前にとどまる行為

## (2) 客引き指導監視員によるパトロール実施報告

### ○ パトロールの実施

- ・客引き指導監視員が、客引き行為等禁止特定地区を巡回。
- ・平日の夕方～夜時間帯（15：15～22：00）にパトロールを実施している。

### ○ 指導・勧告、過料、公表実績

	口頭指導	文書指導	勧告	過料	公表
平成 30 年度	11 件	1 件	0 件	0 件	0 件
平成 31 年度	24 件	0 件	0 件	0 件	0 件
令和 2 年度	8 件	0 件	0 件	0 件	0 件
令和 3 年度	3 件	1 件	0 件	0 件	0 件
令和 4 年度	11 件	0 件	0 件	0 件	0 件
計	57 件	2 件	0 件	0 件	0 件

※口頭指導は、客引き行為等を行った従業員本人及び店長等に対して行う。

※令和 4 年度は 12 月末時点

#### ●口頭指導実施対象店舗の地区別内訳

	松戸	新松戸	八柱	五香
平成 30 年度	9 店	1 店	1 店	0 店
平成 31 年度	19 店	1 店	4 店	0 店
令和 2 年度	7 店	0 店	0 店	1 店
令和 3 年度	2 店	0 店	0 店	1 店
令和 4 年度	6 店	0 店	3 店	2 店
計	43 店	2 店	8 店	4 店

※令和 4 年度は 12 月末時点

### ○ 客引き行為等禁止特定地区の店舗宣伝等の状況

- ・松戸駅 ⇒ 7 ページハ
- ・新松戸駅、八柱駅 ⇒ 8 ページハ

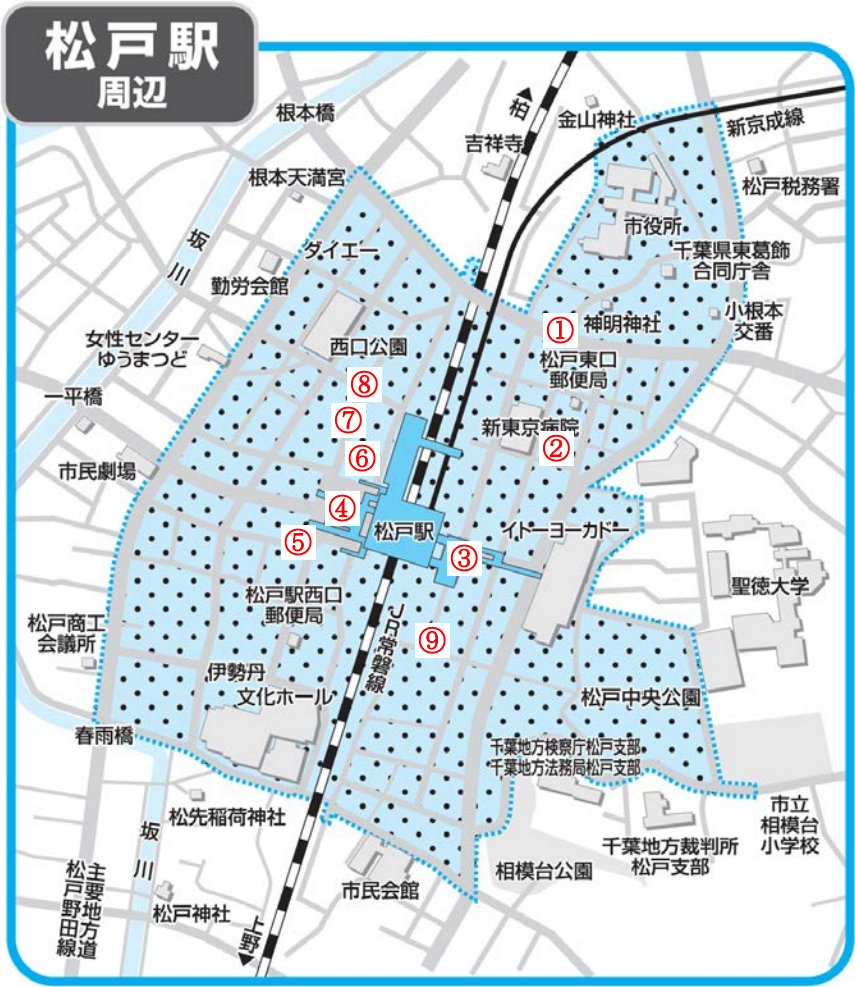
### ○ 客引き行為に関する苦情等の状況

#### ●苦情件数及び対象地区

	件数	地区（※複数選択あり）			
		松戸駅西口	松戸駅東口	新松戸駅	八柱駅
平成 30 年度	15 件	12 件	3 件	1 件	2 件
平成 31 年度	15 件	6 件	5 件	0 件	4 件
令和 2 年度	13 件	11 件	4 件	0 件	0 件
令和 3 年度	20 件	16 件	8 件	1 件	1 件
令和 4 年度	11 件	8 件	2 件	0 件	1 件

※令和 4 年度は 12 月末時点

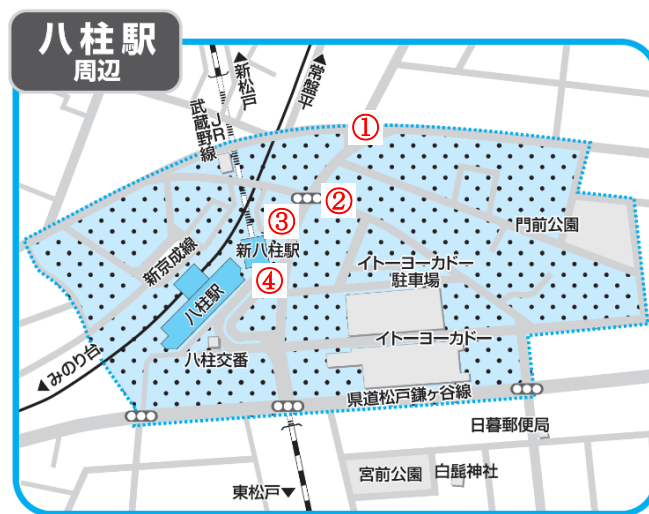




①市役所前高架下付近	・20時まではほぼいないが、21時以降、マッサージ・エステの従業員が1~2人立っていることが多い。
②新東京病院付近	・20時まではほぼいないが、21時以降、マッサージ・エステの従業員が1~2人立っていることがある。
③松戸駅東口デッキ付近	・キャバクラ・ガールズバーの従業員が5人程度、店舗宣伝のため立っていたり、ティッシュ配りをしていたりする。
④松戸駅西口デッキ付近	・駅出入口付近にスカウトが1~2人いることがある。 ・居酒屋の従業員が1~2人チラシ配りをしている。
⑤キテミテマツド通り入口付近	・キャバクラの従業員5~15人程度が、違反行為とならないようたむろしている(19時~20時で平均5人、20時~21時で平均8人、21時から22時で平均9人)。
⑥新角ビル付近	・キャバクラの従業員2~7人程度が、違反行為とならないよう敷地内等でたむろしている(19時~20時で平均3人、20時~21時で平均5人、21時から22時で平均5人)。
⑦土間土間付近	・スナックの従業員が1~2人店舗宣伝をしていることがある。
⑧西口公園前串カツ屋付近	・キャバクラ・ガールズバーの従業員1~6人程度が、違反行為とならないようたむろしていることが多い。
⑨東横イン付近	・ガールズバーの従業員1~2人が、ティッシュ配りをしていることがある。



①千葉銀行付近	・エステの従業員 1~2 人が立っていることがある。
②新松戸森谷ビル付近	・パブの従業員 1 人が立っていることがある。
③新松戸駅改札付近	・クラブの従業員 1~2 人が立っていることがある。
④串かつ田中付近	・店舗宣伝する者は、ほぼいない。
⑤みずほ銀行付近	・エステ・ガールズバーの従業員 1~3 人が立っていることがある。
⑥旧バロンビル付近	・店舗宣伝する者は、ほぼいない。



①さくら通り入口付近	・キャバクラの従業員 1~3 人程度が立っていることがある。
②板橋寝具店前付近	・スナック・エステの従業員 1~2 人が立っていることがあるが、指導監視員の姿が見えると立ち去る。
③ローソン前付近	・キャバクラの従業員 1~2 人が、違反行為とならないよう敷地内でたむろしている。
④新八柱駅前付近	・店舗宣伝する者は、ほぼいない。

### (3) 合同パトロール等の実施について

#### ○ 合同パトロールの実施

例年は、市及び警察のほか、防犯協会や商店会等の地元関係団体が集まり合同パトロールを実施しているが、新型コロナウイルス感染拡大を受け、中止もしくは地元関係団体への声かけを行わない形での実施となる場合もあった。

また、警察署主催による歓楽街対策も、昨年同様実施はされていない。



※松戸駅での合同パトロールの様子

#### ●令和4年度実施状況（12月末日現在）

	時間	実施回数	参加者（参加人数）
松戸駅周辺	20：00～	2回	市民安全課職員、松戸署 (6人、7人)
新松戸駅周辺	20：30～	2回	新松戸駅前環境美化推進協議会、松戸署 (5人、28人)
八柱駅周辺	20：30～	2回	八柱交番管内防犯協会、八柱をよくする会、 松戸署(9人、27人)
五香駅周辺	20：15～	1回	五香交番管内防犯協会、サンロード五香商店会、 松戸東署(15人)

### (4) 松戸駅周辺の客引き行為等防止対策について

松戸駅西口周辺において、特に市民からの苦情の多い「キテミテマツド通り入口付近」や「新角ビル付近」において、客引き指導監視員が巡回の際に客引きに付いていかないようスピーカーによる広報啓発を継続的に実施している。(令和4年6月20日～)

また、客引き指導監視員が松戸駅以外を巡回する際には、松戸駅西口周辺を青パト車(市が委託している警備会社)がCDにより、上記同様の内容で広報啓発を実施している。(令和4年8月8日～)

**(5) 客引き行為等防止指導員について**

客引き行為等に対する指導等に係る講習を実施の上で、違反行為者に対する指導権限を付与している（条例第13条）。

●客引き行為等防止指導員人数 6人

**(6) 客引きしない宣言店について**

客引き行為等をしない・させない旨の宣言した客引き行為等禁止特定地区内の飲食店等には、「客引きしない・させない宣言店」ステッカーを配布するとともに、市のホームページに宣言店リストを掲載している。

●客引きしない・させない宣言店登録店舗数（12月末日現在）  
120店

【地区別内訳】

	店舗数
松戸地区	65店
新松戸地区	26店
八柱地区	29店



### 3 その他報告事項

#### (1) 刑法犯認知件数

##### ○ 松戸市における刑法犯認知件数の推移

